

# 特定非営利活動法人 Misawa Access Publications 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人Misawa Access Publicationsと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を青森県三沢市中央町2丁目8番34号に置く。

## 第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、三沢市及び近隣市町村に対して、情報発信、社会教育の推進、子どもの健全育成等の事業を行い、地域の創造及び国際親善に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 情報化社会の発展を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - 情報発信に関する事業
  - 社会教育の推進に関する事業
  - 子どもの健全育成を図る事業
  - まちづくりの推進を図る事業
  - その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会 員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体とし、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

#### (入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 この法人の会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員資格の喪失)

第9条 この法人の会員が次の各号の一に該当するに至ったときには、その資格を喪失するものとする。

(1) 退会届を提出したとき。

(2) 本人が死亡し、または失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 この法人の会員が退会しようとするときは、理事長に退会届を提出して、任意に退会することができるものとする。

#### (除名)

第11条 この法人の会員が次の各号の一に該当するに至ったときには、総会に出席した会員の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合においては、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

#### (抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 役員および職員

### (種別および定数)

第13条 この法人に次に掲げる役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以内
  - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

### (選任等)

第14条 理事および監事は、総会において選任する。

- 2 理事長、副理事長は、理事の互選とする。
- 3 法第20条各号および第21条の規定に抵触する者は、この法人の役員となることはできない。
- 4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることはできない。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、3の配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びに3の配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

### (職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 法第18条各号に定められた職務
  - (2) 法第18条第5号の規定により意見を述べるため、理事会の招集を請求すること

### (任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により、または増員によって就任した役員の任期は、各々の前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 第一項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

### (欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅

滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときには、総会に出席した会員の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。この場合においては、その役員に対し議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、その職務の遂行に支障をきたすと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 報酬を受けることができる役員は、その総数の3分の1以下の範囲内とする。

- 2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別にこれを定める。

(事務局)

第20条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、これを定める。

## 第5章 総会

(総会)

第21条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第22条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告および収支決算
- (6) 役員を選任または解任、職務および報酬
- (7) 入会金および会費の額
- (8) 借入金(ただし、当該事業年度および翌事業年度内の収入をもって償還)

する短期借入金を除く。第51条において同じ。)その他新たな義務の負担および権利の放棄

(9)事務局の組織および運営

(10)その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後、3箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)理事会から招集の請求があったとき。

(2)会員総数の5分の1以上の者から、会議の目的たる事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。

(3)法第18条第4号の規定に基づき、監事が招集したとき。

(4)その他理事長が必要と認めたととき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号および第2号の規定により、招集の請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 理事長は、総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、開催日の少なくとも5日前までに会員に通知しなければならない。ただし、緊急の場合においては、この限りでない。

4 前項の規定は、前条第2項第3号の場合にこれを準用する。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中からこれを選出する。

(定足数)

第27条 総会は、会員総数の2分の1以上の者の出席をもって成立する。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 会員の表決権は、個人、団体を問わず各々1票とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または書面により他の会員に表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した会員にあっては、前2条、次条第1項および第54条の規定の適用については、これを総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の表決に際しては一時退席するものとする。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
  - (2) 会員総数および出席者数(書面表決者または表決委任者がある場合には、その数も記録する。)
  - (3) 議長の選任に関する事項
  - (4) 議事録署名人の選任に関する事項
  - (5) 審議事項
  - (6) 議事の経過概要および議決の結果
  - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 理事長は、総会終了後速やかに議事録を作成し、議長および総会において選任された2人以上の議事録署名人から、署名または記名押印を受けなければならない。

(議事録の保管および閲覧)

第31条 前条の議事録は、事務局が保管し、会員は、いつでも自由にこれを閲覧することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上の者から、会議の目的たる事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。

(3)第15条第4項第2号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号および第3号の規定により、招集の請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事長は、理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、開催日の少なくとも5日前までに各理事に通知するものとする。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事総数の2分の1以上の者の出席をもって成立する。

(議決)

第38条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第39条 理事の表決権は、各々1票とする。

2 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事にあっては、前2条および次条第1項の規定の適用については、これを理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の表決に際しては一時退席する。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時および場所

(2)理事総数、出席者数および出席者氏名(書面表決者がある場合には、その旨も記録する。)

(3)議事録署名人の選任に関する事項

(4)審議事項

(5)議事の経過概要および議決の結果

( 6 ) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 理事長は、理事会終了後遅滞なく議事録を作成し、議長および理事会において選任された2人以上の議事録署名人から、署名または記名押印を受けなければならない。

( 議事録の保管および閲覧 )

第 4 1 条 前条の議事録は、事務局が保管し、会員は、いつでも自由にこれを閲覧することができる。

## 第 7 章 資産および会計

( 資産の構成 )

第 4 2 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- ( 1 ) 設立当初の財産目録に記載された資産
- ( 2 ) 入会金および会費
- ( 3 ) 寄附金品
- ( 4 ) 財産から生じる収入
- ( 5 ) 事業に伴う収入
- ( 6 ) その他の収入

。

( 資産の管理 )

第 4 3 条 この法人の資産は、総会の議決を経て、理事長がこれを管理する。

( 会計の原則 )

第 4 4 条 この法人の会計は、法第 2 7 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

( 事業計画および予算 )

第 4 5 条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

( 暫定予算 )

第 4 6 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、当該年度の予算成立の日まで、前事業年度の予算に準じた収入および支出をすることができるものとする。ただし、一事業年度を超えてはならない。

- 2 前項の規定により行われた収入および支出は、新たに成立した予算の収入および支出とみなす。



(予備費の設定および使用)

第47条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加および更正)

第48条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第49条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに理事長が作成し、監事の監査を受けた後、総会の議決を得なければならない。

2 決算上余剰金が生じたときは、これを次事業年度に繰り入れるものとする。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第52条 この法人の定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の4分の3以上の議決を経て、かつ法第25条第3項に規定する軽微な事項を除き、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により、解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散(ただし、合併または破産による解散を除く。)をしたときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、類似の目的をもつ特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するほか、官報に掲載して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	水尻 良
副理事長	新屋敷 四十美
理事	ロジンスキー・ジョセフ・ジョン
理事	スタンキューウィックズ・バーナード・ヘンリー
監事	島守 寿樹
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成25年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成25年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金および会費は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額とする。

(1) 入会金	2,000円
(2) 会費 年額	3,000円